

4 長薬発第 375 号
令和 4 年 7 月 8 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療従事者等に関する補助事業の手続き等の変更について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部長から通知がありました。

本件については、令和 4 年 5 月 23 日付 4 長薬発第 197 号で通知したところですが、今般、都道府県からの交付決定が 9 月分までとすることとされ、これにより提出期限等については、前回通知に依らず 9 月末までの実績とするとのことです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますよう、よろしく申し上げます。

なお、薬剤師の派遣にあたっては、長野県庁薬事管理課あてご相談くださいますよう、よろしく申し上げます。

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL 0263-34-5511 FAX 0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

4感第212号
4薬第230号
令和4年（2022年）7月7日

一般社団法人長野県薬剤師会 様

長野県健康福祉部長
（公印省略）

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療従事者等に関する補助事業の手續等の変更について（通知）

令和4年5月18日付け4感第106号、4薬第147号（以下「前回通知」という。）により
標記の手續について通知したところですが、厚生労働省から別添のとおり、都道府県から医
療機関への交付決定を本年9月分まで可能とする旨連絡がありました。

つきましては、別添のとおり各医療機関あてに通知しましたのでご承知おき願います。

感染症対策課 総務担当

（課長）大日方 隆 （担当）原 孝幸

電 話：026-235-7378

F A X：026-235-7334

E-mail：kansen@pref.nagano.lg.jp（課）

hara-takayuki-r@pref.nagano.lg.jp（個人）

薬事管理課 薬事温泉係

（課長）小池 裕司 （担当）横山 茜

電 話：026-235-7157

F A X：026-235-7398

E-mail：yakuji@pref.nagano.lg.jp

4感第212号
4薬第230号
令和4年（2022年）7月7日

医療機関の長 様

長野県健康福祉部長
（公印省略）

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療従事者等に関する補助事業の手續等の変更について（通知）

本県の健康福祉行政については、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年5月18日付け4感第106号、4薬第147号（以下「前回通知」という。）により標記の手續について通知したところですが、厚生労働省から別添のとおり、都道府県から医療機関への交付決定を本年9月分まで可能とする旨連絡がありました。

つきましては、提出期限等については前回通知に依らず、下記のとおり9月末までの実績について提出をお願いします。

記

1 補助事業

- (1) 医療人材確保・派遣等支援事業
- (2) 医療従事者宿泊施設確保事業

2 提出書類

- ・経費所要額調（様式第2号別紙1）
 - ・事業計画書（様式第2号別紙2）
 - ・積算表
 - ・経費の根拠となる資料（領収書等の写し）
 - ・その他参考となる書類（宿泊施設確保事業における医療機関が宿泊施設をあらかじめ指定したことがわかるもの：契約書写し等）
- ※いずれの書類も4月1日から9月末までの期間の実績値を用いて作成してください。

3 提出期限

令和4年10月14日（金）まで

4 その他

提出方法、留意事項等については、令和4年5月6日付け4感第78号、4薬第126号通知のとおりです。

感染症対策課 総務担当
（課長）大日方 隆 （担当）原 孝幸
電 話：026-235-7378
F A X：026-235-7334
E-mail：kansen@pref.nagano.lg.jp（課）
hara-takayuki-r@pref.nagano.lg.jp（個人）

薬事管理課 薬事温泉係
（課長）小池 裕司 （担当）横山 茜
電 話：026-235-7157
F A X：026-235-7398
E-mail：yakuji@pref.nagano.lg.jp

医療機関の長様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療従事者等に関する補助事業の手續等の変更について(通知)

本県の健康福祉行政については、日ごろから御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和4年5月6日付け4感第78号、4薬第126号(以下「前回通知」という。)により、標記事業の活用を希望する場合には9月末までの実績について提出いただくよう依頼したところですが、厚生労働省から別添のとおり、都道府県から医療機関への交付決定を7月分までとするよう連絡がありました。

つきましては、提出期限等については前回通知に依らず、下記のとおり7月末までの実績について提出をお願いします。

なお、8月以降の対応については、国から連絡があり次第、別途ご案内いたします。

記

1 補助事業

- (1) 医療人材確保・派遣等支援事業
- (2) 医療従事者宿泊施設確保事業

2 提出書類

- ・経費所要額調(様式第2号別紙1)
 - ・事業計画書(様式第2号別紙2)
 - ・積算表
 - ・経費の根拠となる資料(領収書等の写し)
 - ・その他参考となる書類(宿泊施設確保事業における医療機関が宿泊施設をあらかじめ指定したことがわかるもの:契約書写し等)
- ※いずれの書類も4月1日から7月末までの期間の実績値を用いて作成してください。

3 提出期限

8月10日(水)まで

4 その他

提出方法、留意事項等については、前回通知のとおりです。

感染症対策課 総務担当
(課長) 大日方 隆 (担当) 原 孝幸
電 話 : 026-235-7378
F A X : 026-235-7334
E-mail : kansen@pref.nagano.lg.jp (課)
hara-takayuki-r@pref.nagano.lg.jp (個人)

薬事管理課 薬事温泉係
(課長) 小池 裕司 (担当) 横山 茜
電 話 : 026-235-7157
F A X : 026-235-7398
E-mail : yakuji@pref.nagano.lg.jp

医療機関の長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療従事者等に関する補助事業の実施等について(通知)

本県の健康福祉行政については、日ごろから御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金及び医療従事者等に関する補助事業については、令和2年度より交付要綱及び実施要領を定め実施してきているところですが、令和4年度も引き続き実施するにあたり、別添のとおり交付要綱及び実施要領を定めました。

つきましては、下記のとおり事業を実施しますので、活用を希望する医療機関におかれましては、9月末までの実績について、10月14日(金)までに提出くださるようお願いいたします。

記

1 実施事業

- (1) 医療人材確保・派遣等支援事業
- (2) 医療従事者宿泊施設確保事業

2 実施スケジュール

国は、上記1の事業の基となっている新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)について、当面の対応としては、おおむね9月末までとしており、10月以降の対応は、今後の感染状況、執行状況等を踏まえて検討することとしています。

よって、本事業の対象期間については当面9月末までとし、10月以降については国から示され次第ご案内します。

3 提出書類

- ・経費所要額調(様式第2号別紙1)
- ・事業計画書(様式第2号別紙2)
- ・積算表
- ・経費の根拠となる資料(領収書等の写し)
- ・その他参考となる書類(宿泊施設確保事業における医療機関が宿泊施設をあらかじめ指定したことがわかるもの:契約書写し等)

※いずれも、上記に示した期間までの実績値を記入してください。

4 提出方法

電子メール（アドレス：kansen-shizai@pref.nagano.lg.jp）により提出

5 留意事項

- (1) 「医療人材確保・派遣等支援事業」のうち、薬剤師の派遣については薬事管理課に照会ください。
- (2) 令和4年4月1日以降着手の事業が対象となりますので、交付決定前であっても着手は可能です（交付要綱第10に定める事前着手届の提出が必要）。ただし、着手済みの部分であっても、審査の結果交付決定がなされない場合もありますので、予めご了承ください。
- (3) 交付申請については別途連絡します。

【添付書類】

- ・令和4年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱
- ・医療人材確保・派遣等支援事業実施要領
- ・医療従事者宿泊施設確保事業実施要領
- ・経費所要額調 様式（様式第2号別紙1）
- ・事業計画書 様式（様式第2号別紙2）
- ・積算表 様式

感染症対策課 総務担当

（課長）大日方 隆 （担当）原 孝幸

電 話：026-235-7378

F A X：026-235-7334

E-mail：kansen@pref.nagano.lg.jp（課）

hara-takayuki-r@pref.nagano.lg.jp（個人）

薬事管理課 薬事温泉係

（課長）小池 裕司 （担当）横山 茜

電 話：026-235-7157

F A X：026-235-7398

E-mail：yakuji@pref.nagano.lg.jp

事 務 連 絡
令和4年5月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
について

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）については、暫定的に7月末までの執行相当分を交付申請していただいておりますが、適正な執行の観点から都道府県から医療機関への交付決定についても、7月分までとしていただきますようお願いいたします。

ご不明な点などがありましたら、下記の照会先までご連絡いただきますようお願いいたします。

《照会先》

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当
ncov-koufukin@mhlw.go.jp

※ 誠に恐縮ですが、ご照会にあたっては、メールによりいただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年7月4日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
の変更交付決定について

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）については、現在、暫定的に7月末までの執行相当分を交付決定しているところであります。先日、本年6月末時点の執行状況等の調査を依頼しておりますが、今後、当該調査結果を踏まえて変更交付決定を検討する予定です。

しかしながら、令和3年度予算の執行において、昨年引き続き、多くの都道府県において多額の国庫返納見込となったことから、その対応について検討・財政当局との調整に一定の時間を要する見込みです。

このため、今後、国庫返納の見込みがない都道府県については、当初の予定どおり執行状況等の調査が終了次第、順次交付決定する予定ですが、国庫返納の見込みとなった都道府県（以下「国庫返納見込み都道府県」という。）については、当該執行状況等の調査に加えて当該国庫返納に係る対応が決定した上で変更交付決定という段取りになりますので、ご承知おき下さい。

また、令和4年5月13日付け事務連絡において、都道府県から医療機関への交付決定につきましては、本年7月までとするよう依頼していましたが、国庫返納見込み都道府県を含め、本年9月分まで都道府県から医療機関に対する交付決定を可能とします。

《照会先》

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当
ncov-koufukin@mhlw.go.jp

※ 誠に恐縮ですが、ご照会にあたっては、メールによりいただきますようお願いいたします。